

(なんびと)
何人も、
虐待をしてはならない。

～ 激増する児童虐待 ～

児童虐待の防止等に関する法律(通称・児童虐待防止法)が制定されおよそ12年。それにも関わらず、目を覆いたくなるような、耳をふさぎたくるような痛ましい事件が連日報道されています。「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」。児童虐待防止法の第三条には記されています。虐待をなくすために私たちは何をすればいいのでしょうか。宮城教育大学の関口博久先生に伺いました。

「なぜ？」の答えが見つからない

—関口先生は児童虐待や不登校がご専門とお聞きしました。具体的にはどのような研究をなさっているのでしょうか？

平成元年から8年間、仙台市児童相談所の所長を勤めましたが、当時は児童虐待や不登校が激増した時代でした。

私は児童精神科領域の医師でありますから、臨床医の立場としてさまざまな事例を目の当たりにし「これは大変だ!」と感じたのです。

ですから、現場で培った経験をこれから教員を目指す学生たちに伝えているところです。医療、福祉、教育。こうして3つの分野に関わって来られたのは、とても恵まれていることだと思いますね。

—今日は児童虐待について伺います。まず児童虐待にはどのような種類がありますか？

児童虐待の防止等に関する法律(通称・児童虐待防止法)では、体に傷がつくおそれがある行為、つまり実際には傷がついていないけれど、まかり間違えたら生命に影響を及ぼしたり、ケガを負わせてしまいかねない行為も「それは虐待なんですよ」というふうに定められています。それまでは「証拠」がないと児童相談所は介入できませんでしたが、法律によりすいぶん虐待の定義が明確になったと思います。

今お話しした身体的虐待、それからネグレクト(育児放棄)に性的暴行、心理的虐待となっています。特に認識が不十分なのが性的虐待ですね。

—心理的虐待とは、例えばどういうものですか？

言葉かけや態度でいじめ抜くという問題です。例えば親が、太っている子に「お前デブだね」と言ったとして、親は軽い気持ちだったとしても、子どもは「ひどいことを言われた!」と思ってしまうかもしれません。それも心理的虐待なのです。

さらに兄弟姉妹間の差別。あるいは教育熱心というも心理的虐待になりかねません。

臨床医の立場として見ますと「これはネグレクト」「これは性的暴行ですね」というふうにはならない。複数の虐待が合わさっている場合がほとんどなのです。そしてその背景には必ず心理的虐待があると考えなければなりません。

—近年の児童虐待にはどのような特徴がありますか？

とにかく数が増えています。日本は子育ての負担が大きい国ですから、実数として増加したこともありますし、児童相談所の認識が一般に広まった点も増加の理由になっていると思います。日本で児童虐待の統計が取られるようになっ

たのは平成2年度で、それ以前はありませんでした。平成2年度の1年間、日本の児童相談所が関わった児童虐待の事例は1,107件。それが平成23年度には6万件近くになっています。これは児童相談所が関わった件数ですから、実際には関わっていない虐待の事例も同じぐらいの数があると考えています。そうなりますと、すでに日本では児童虐待の数が10万件を超えているというのが現状ですね。

—増加の原因は「子育ての負担感」なのでしょう？

子どもの数、自由に遊べる場所と時間。それぞれが昔に比べてすいぶん少なくなりましたよね。さらに情報は氾濫し、たとえばインターネットで「子育て」と検索すれば、ものすごい量の情報が表示されます。それにより混乱し、子育てに不安を感じる、そういう親が増えてきたのではないのでしょうか。

こうしたさまざまな要因から、子どもを育てること、子どもが育つことが難しくなってきました。その結果の一つが児童虐待なのかなと私は感じています。不登校もそうです。これは昭和60年代から危惧されてきたことですが、残念ながら問題が改善しないまま現在進行中の状態です。

実際には児童虐待の原因というのははっきり分かってはいません。「これとこれがこうなったから児童虐待が起こります」というふうな説明がつかないのです。「なぜ?」という部分が断言できないんですね。

宮城教育大学
関口博久 先生

国立仙台病院精神科、仙台市児童相談所所長等を経て、現在、宮城教育大学学務担当副学長兼教職大学院・特別支援教育講座教授。児童青年精神科臨床・児童相談所を主とした現場経験をもとに、児童精神医学(不登校・児童虐待・ADHD・PDDほか)を中心に研究。



しつけ≠虐待、子どもために≠子どもの気持ち

—一家庭環境、家族構成等、虐待が起こる背景に共通している点がありますか？

以前なら“貧困”と言われたりしましたが、今は違いますよね。母子家庭についてはたしかにリスクは高まるかもしれませんが、必ずしも決定的ではありません。

それと、例えばきょうだい何人かいた場合、虐待を受けるのは一人だけといったケースもあります。

ですから、もしかすると虐待の要因には“親子の相性”というのがあるのかもしれない。果たしてこの言葉が適切かどうか迷ってしまいますし、指導している学生たちからも「相性だなんて、先生ひどい!」と言われてしまいますが、実際に私が児童相談所で多くの事例を見てきて、親子の相性のようなものが少なくともあるのではないかと感じています。

—虐待をするのは母親が多いのでしょうか？

そうですね。実母は子どもと過ごす時間が長いので、どうしても虐待を働くケースが多くなります。そういったことから、やはり女性に子育ての負担が傾きがちなことがわかりますよね。

—虐待を受けた子どもたちはその後どうなるのでしょうか？

実は現在、児童虐待を受けた子どもたちの9割以上が在宅ケアを受け、残りの1割弱は施設で長期間のケアを受けています。

在宅ケアの場合、虐待が続いて子どもたちが心に傷を負ってしまう。しかし、その一方で、住み慣れた家から子どもを離してしまって心の傷を負わせてしまうこともありますので、兼ね合いがとても難しいのです。

—ニュースなどを見ますと、子どもを虐待した親は「しつけのためだった」と言いますね。

しつけと虐待は違います。しつけは子どものためにすること、虐待は親が衝動的にやること。意味が全然違ってきますよね。たしかに行動としてはスレスレなのかもしれませんが、子どもに与える影響はまったく異なります。

虐待は子どもがどう受け止めるか。同じ行為を受けても「自分のしつけのためなんだ」と思う子はいますし「いじめられた」と感じる子どももいますから、虐待を法律の条文等で定義して済むという話ではありません。

—子どもを傷つけないために、親は子どもとどう向き合っていけばいいのでしょうか。

う〜ん…。それが分かれば苦労しないんですけどね(笑)。でも、やっぱり親が目の子どものよく見ることだと思います。

「こごまであがって来い!」「こごまでやれるようになりなさい!」と、縄を下ろして子どもにかけて引き上げるような、そういうことではなく、子どもが力を出して登ろうとしているのを応援して、支えていく。そうなれば虐待につながりにくいのではないのでしょうか。

—「もしかしてお隣さん家で虐待が行われているかもしれない」というのは珍しくないと思います。

そうですね。まったく珍しいことではありません。

—その場合の周囲の対応は？

もし「ちょっと心配だな」という“気付き”がある場合、国民すべてに通告が義務づけられています。確認がなくてもです。証拠写真を撮るなんてなかなかできないですからね。

ここで問題なのは学校です。虐待に教師が気付かなければならないし、学校という組織が通報しなければなりません。しかし、残念ながら実際には通報を怠っていた学校も散見されます。学内のことは学外に漏らさない、いわゆる“学校の抱え込み”により、虐待を見逃す。見落とし、虐待が深刻化し、子どもが大きなダメージを負ったり、死に至る例もあるのです。学校の責任は本当に大きい。

ただ、最近では学校の先生方も児童虐待について熱心に勉強されていますし、学校から児童相談所へ連絡が入る件数も多くなりましたね。児童相談所が関わる約15%は学校からの連絡です。私が児童相談所にいた頃は考えられませんでした。

—今後、児童虐待は増えますか？ 減りますか？

残念ながら、これからも増え続けると思います。アメリカは虐待の通告が300万件と言われ、虐待と確認されるのが年間100万件。日本では初めてお話しした通り、だいたい10万件。アメリカの人口は日本のおよそ10倍ですから、それを踏まえると、これからの日本の児童虐待の被害数は50万件くらいになってしまうのではないかと。

日本の児童虐待対策は後手後手に回っています。一般の方は「児童虐待防止法ができたからよかった」と言いますが、法律をきちんと見ますと、実際に虐待が起こってしまったからの対応は整いつつありますが、その一方で、虐待の裾野、つまり虐待に対する“予防”ができていないのです。児童虐待防止法は虐待を定義したという点については画期的な法律でしたが、防止には至っていません。そこをしっかりとやらないと、虐待を受けた子どもたちが、さらにその子どもたちを、ということにもなりかねません。

予防策を講じ、児童虐待に対する認識を高めていくことが私たちの役目だと考えています。